

社会福祉法人朝老園役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人朝老園（以下「当法人」という）定款第 9 条および第 2 3 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第 2 条 当法人の役員等報酬は、常勤非常勤を問わず会議開催の都度、現金で旅費規程にもとづき支給するものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、別に定める旅費規程に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は、旅費規程との重複がないよう留意する。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改 廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から一部改正する。

旅費規程別表（1）

交 通 費

区 分	交 通 費						備 考
	鉄 道		航空機		そ の 他		
	普通	G車		キロ数	県 内	県 外	
役 員	—	始 発	—	200 km以上	実費	実費	
施設長・医師	—	始 発	—	200 km以上	実費	実費	
事務長・副施設長	—	始 発	—	200 km以上	実費	実費	
主 事	—	350 km以上	—	500 km以上	実費	実費	
主 任	—	350 km以上	—	500 km以上	実費	実費	
その他	—	500 km以上	—	1000 km以上	実費	実費	
<p>【特別料金】特急料金 役員・施設長・医師・副施設長・事務長：始発～ その他：350 km以上 急行料金 始発～</p> <p>施設において開催する理事会並びに評議員会出席者の旅費については、 町内500円、町外1,000円とする。</p>							

別表（2）

日当・宿泊費

区 分	日 当 ・ 宿 泊 費						備 考
	日 当		宿 泊 費 ※		車 馬 賃		
	県 内	県 外	県 内	県 外	県 内	県 外	
役 員	6,000	6,500	13,000	15,000	実 費	実 費	
施設長・医師	4,000	4,500	13,000	15,000	実 費	実 費	
事務長・副施設長	3,500	4,000	12,000	13,000	実 費	実 費	
主 事	2,500	3,000	10,000	11,000	実 費	実 費	
主 任	2,500	3,000	10,000	11,000	実 費	実 費	
その他	2,000	2,500	9,000	10,000	実 費	実 費	
<p>【割増】増額額 20% 東京全地区 京都 名古屋 神戸市 横浜市 尼崎市 北九州市 川崎市 福岡市 広島市</p> <p>※ 宿泊費については別表に定める額を上限として実費を支払うものとする。尚、宿泊地の事情により、 やむを得ず別表の額を超える場合は、その額を実費とすることがある。</p> <p>※ 評議員の日当は役員額を準用する。</p>							